

第十二回 参議院大蔵委員会会議録第二十三号

昭和二十六年十一月二十八日(水曜日)
午後一時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
・伊藤 保平君
木内 四郎君

委員 黒田 英雄君
山本 米治君
小宮山常吉君

小林 政夫君
田村 文吉君
菊川 孝夫君
松永 義雄君
菊田 七平君
森 八三郎君
木村 蕉八郎君

政府委員 西川甚五郎君
佐藤 一郎君
石田 正君
日本専売公 久米 武文君
会事務局側 常任委員 木村常次郎君
会事務局側 常任委員 佐藤一郎君
大蔵省主計局法規課長 大蔵省理財局長

説明員 労働省政局長 松崎 芳君
労働省政局長 常任委員 小田 正義君

○委員長(平沼彌太郎君) 只今より第二十二回の大蔵委員会を開催いたします。財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案を議題といたします。先ず政府より提案理由の説明を受けます。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今議題となりました財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案について提案の理由を御説明申上げます。

この法律案は、国の行政事務の簡素化の一環として財政会計制度の簡素化を図るため、支出負担行為その他の会計上の制度及び手続を簡素にすると共に、会計職員及び繰越に関する制度を整備し、併せて継続事業の円滑な遂行に資するため、新たに継続費の制度を設けることを目的といたしております。以下、簡単にその内容を御説明いたします。

まず、支出負担行為に関する制度の簡素化について説明申上げます。現行

法では、各省各庁の長は配賦を受けた予算に基き、支出負担行為の計画を定めて大蔵大臣の承認を経なければならぬこととなつております。又、各支出負担行為担当官は支出負担行為認証官の認証を受けなければ支出負担行為を行なうことができないこととなつてゐるのあります。改訂案におきましては、支出負担行為の計画につきましては、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費に係る予算についてのみ支出負担行為の実施計画について大蔵大臣の承認を要することとし、又認証につきましては、特に各省各庁に認証官を置かず現在の支出官にその支出負担行為が示達された予算を超過しないかどうかという確認を行わることとしたのであります。なお各省各庁におきまして予算の適正な執行を図るために認証官をして認証を行わしめることが望ましい場合には、支出官の確認に代えて認証官による認証を行うことができるものとした次第であります。

第二に、会計職員に関する制度の改正について説明申上げます。会計職員に関しましては、その任命変更についての手続を簡素にし、又必要に応じて他の各省各庁の職員を会計職員にすることができる事を明らかにする等、会計事務遂行の便宜を図ることとしたのであります。

第三に、契約手続に関する改正であります。現行法におきましては、随意契約又は指名競争契約をなす場合にいたしたのであります。

なお、只今御説明申上げました事項のほかに、歳出予算の部款の区分は、予算の編成、執行及び決算事務を複雑化せしめる点が多いので、昭和二十七年度の予算からこれを廢止することとあります。

第四に、繰越制度の改正について説明申上げます。現行法による繰越制度においては、経費の性質上年度内に支出を終る見込のない経費につきましては、毎年明許繰越と、支出負担行為をした後避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額を翌年度へ繰り越すいわゆる事故繰越の二本建でございますが、改正案におきましては、このほかに、予算成立後の理由により越と共に、繰越明許費として国会の議決を経べきものとし、経費の効率的な使用に資しようとしたとしておるのであります。

第五に、継続費制度の創設について説明申上げます。国の工事、製造その他の事業でその完成に数年を要する継続事業につきましては、その経費は毎年度歳出予算を組みまして支出をす他の事業でその完成に数年を要する継続事業につきましては、その経費はこれを御理解願いますためには、先由を御説明いたしましたが、私から少しくそれを敷衍補足して申上げたいと思います。

これが御理解願いますためには、先ず現在政府の予算を支出いたします場合にどういうふうな方法で行われるか

本日の会議に付した事件
○財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合委員会開会の件

○日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法では、各省各庁の長は配賦を受けた予算に基き、支出負担行為の計画を定めて大蔵大臣の承認を経なければならぬこととなつております。又、各支出負担行為担当官は支出負担行為認証官の認証を受けなければ支出負担行為を行なうことができないこととなつてゐるのあります。改訂案におきましては、支出負担行為の計画につきましては、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費に係る予算についてのみ支出負担行為の実施計画について大蔵大臣の承認を要することとし、又認証につきましては、特に各省各庁に認証官を置かず現在の支出官にその支出負担行為が示達された予算を超過しないかどうかという確認を行わることとしたのであります。なお各省各庁におきまして予算の適正な執行を図るために認証官をして認証を行わしめることが望ましい場合には、支出官の確認に代えて認証官による認証を行うことができるものとした次第であります。

第二に、会計職員に関する制度の改

正について説明申上げます。会計職員

に関する制度の改訂案につきましては、このほかに、予算成立後の理由により

越と共に、繰越明許費として国会の議

決を経べきものとし、経費の効率的な

使用に資しようとしたとしておるのであ

ります。

第五に、継続費制度の創設について

説明申上げます。他の事業でその完

成に数年を要する継続事業につきま

しては、その経費は毎年度歳出予算を組みまして支出をす

るが現行法の建前であります。改

ろの支出が生ずるわけであります。それでその契約が行われましてから、それに基きまして支出郎ち小切手を振出される、こうしたことになつておるわけであります、現在これについての統制を行われておるのであります。

先づ第一段階におきまして、年間の予算が国会の議決を経て成立をいたしましたと、内閣が各省の大臣にその予算を配賦いたします。でその配賦をいたしまして直ちに使えるかというとそうでありますんで、契約計画、我々はこれを支出負担行為計画と呼んでおりまますが、この支出負担行為計画といふものは四半期ごとに大臣の承認を求めてまして、そうしてこの計画の範囲においてのみ毎半期これをすることがであります。その場合には四半期計画といふものが四半期計画というものが先づ立てられておるのでございまして、それで具体的に各省の係官が契約を結びますときには、その計画の範囲内であるかどうかということを先づたしかめまして、それに基きまして行われるわけであります。その場合に各省の中に認証官といふものを置きまして、契約を担当しておる係官が先づその認証官の認証を求めるままで、契約がその計画を超えておらないかどうかといふような点をたしかめてもらつてから初めて契約を締結する、契約が締結されましてから、具体的に支出をいたしますときには支出官といふ係がございまして、これをその支出官に要求するわけでござります。これは前の契約の計画であると

ころの支出負担行為計画とは別個に資金的な見地から国庫金の状況等を勘案して大蔵大臣が各省に認めたところの統制が行われておるのであります。

先づ第一段階におきまして、年間の予算が国会の議決を経て成立をいたしましたと、内閣が各省の大蔵大臣にその予算を配賦いたします。でその配賦をいたしまして直ちに使えるかというとそうでありますんで、契約計画、我々はこれを支出負担行為計画と呼んでおりまますが、この支出負担行為計画といふものは四半期ごとに大臣の承認を求めてまして、そうしてこの計画の範囲においてのみ毎半期これをすることがであります。その場合には四半期計画といふものが四半期計画というものが先づ立てられておるのでございまして、それで具体的に各省の係官が契約を結びますときには、その計画の範囲内であるかどうかということを先づたしかめまして、それに基きまして行われるわけであります。その場合には四半期計画といふものが四半期計画というものが先づ立てられておるのでございまして、それで具体的に各省の係官が契約を結びますときには、その計画の範囲内であるかどうかということを先づたしかめまして、それに基きまして行われるわけであります。その場合には四半期計画といふものが四半期計画というものが先づ立てられておるのでございまして、それで具体的に各省の係官が契約を結びますときには、その計画の範囲内であるかどうかということを先づたしかめまして、それに基きまして行われるわけであります。

この段階におきましては、統制をする方法を採用いたしまして、それでこれまで支払計画といふ支払の範囲だけがあつたわけであります。その後二十四年度に二重の統制を実行いたしました結果、少しく統制が形式的に流れておりまして、必ずしも労多くして効果が少ないという経験を我々感じたわけであります。即ち俸給の支払でございましたと、そこで各の内部における認証制度でございまして、他の大蔵省その他検査院等の他の官庁による認証ではございません。従つてこの認証につきましても、その効果に比して手数の繁雑であるといふことが実行以来しばらく非難せられて参つたわけでございます。で私どもいたしましたが、現在支出負担行為担当官、即ち契約の係官、それから認証官、支出官、三つでチェック・アンド・バランスをやるという建前で参りましたが、むしろ非常に手数が多いのは多くの場合において契約即支払でございます。従つて契約の計画と支払の計画という二重の計画制度を立てて必要がない、この計画といふものがござりますと、やはりいざ執行に移すという場合にはどうしても実情に即して計画の変更等のために相当の手数を要する。各省の立場からいたしまして、予算執行上甚だ手数が多くて、而も大して効果がない、こういう点が求めまして、契約がその計画を超えておらないかどうかといふような点をたしかめてもらつてから初めて契約を締結する、契約が締結されましてから、具体的に支出をいたしますときには支出官といふ係がございまして、これをその支出官に要求するわけでござります。ところがこの支出官が小切手を振出します場合にも四半期計画がございまして、これを支払計画と呼んでおります。これは前の契約の計画であると

この段階におきましては、統制をする方法を採用いたしました結果、少しく統制が形式的に流れておりまして、必ずしも労多くして効果が少ないという経験を我々感じたわけであります。即ち俸給の支払でございましたと、そこで各の内部における認証制度でございまして、他の大蔵省その他検査院等の他の官庁による認証ではございません。従つてこの認証につきましても、その効果に比して手数の繁雑であるといふことが実行以来しばらく非難せられて参つたわけでございます。で私どもいたしましたが、現在支出負担行為担当官、即ち契約の係官、それから認証官、支出官、三つでチェック・アンド・バランスをやるという建前で参りましたが、むしろ非常に手数が多いのは多くの場合において契約即支払でございます。従つて契約の計画と支払の計画という二重の計画制度を立てて必要がない、この計画といふものがござりますと、やはりいざ執行に移すという場合にはどうしても実情に即して計画の変更等のために相当の手数を要する。各省の立場からいたしまして、予算執行上甚だ手数が多くて、而も大して効果がない、こういう点が求めまして、契約がその計画を超えておらないかどうかといふような点をたしかめてもらつてから初めて契約を締結する、契約が締結されましてから、具体的に支出をいたしますときには支出官といふ係がございまして、これをその支出官に要求するわけでござります。ところがこの支出官が小切手を振出します場合にも四半期計画がございまして、これを支払計画と呼んでおります。これはやはり契約の計画であると

この段階におきましては、統制をする方法を採用いたしました結果、少しく統制が形式的に流れておりまして、必ずしも労多くして効果が少ないという経験を我々感じたわけであります。即ち俸給の支払でございましたと、そこで各の内部における認証制度でございまして、他の大蔵省その他検査院等の他の官庁による認証ではございません。従つてこの認証につきましても、その効果に比して手数の繁雑であるといふことが実行以来しばらく非難せられて参つたわけでございます。で私どもいたしましたが、現在支出負担行為担当官、即ち契約の係官、それから認証官、支出官、三つでチェック・アンド・バランスをやるという建前で参りましたが、むしろ非常に手数が多いのは多くの場合において契約即支払でございます。従つて契約の計画と支払の計画という二重の計画制度を立てて必要がない、この計画といふものがござりますと、やはりいざ執行に移すという場合にはどうしても実情に即して計画の変更等のために相当の手数を要する。各省の立場からいたしまして、予算執行上甚だ手数が多くて、而も大して効果がない、こういう点が求めまして、契約がその計画を超えておらないかどうかといふような点をたしかめてもらつてから初めて契約を締結する、契約が締結されましてから、具体的に支出をいたしますときには支出官といふ係がございまして、これをその支出官に要求するわけでござります。ところがこの支出官が小切手を振出します場合にも四半期計画がございまして、これを支払計画と呼んでおります。これはやはり契約の計画であると

す。ところがこの事故繰越につきましては、少くとも契約は先ず年度内にやつておらなければならぬものでござります。然るに契約自体もまだ年度内にやることができないような事情が起り得るのでございます。例えば道路工事をやりたいといいます場合に、土地の買収が予定通りに行われなかつた、相手の持主の承諾を得られなかつた、そのため工事の請負契約自体が年度内に行えないというようなことがあります。これは年度の当初から予定せられておる場合には、勿論予算におきまして明許を得るのでござりますが、年度の途中においてそういう事態がわかつて参つたという場合には、これは何とか処置をしてやらなければならぬといふので、当初予算に得るのであります。これは年度の当初においてのみ認められました明許繰越の制度を、今回は追加予算等の際ににおいて一つの経費について改めて明許を認めてやると、いふうに国会の議決によってそういう途を開きたい、こういうふうに改めて見たのであります。なお従来直轄の工事につきましては請負契約等と違いますので、政府自体の直轄工事で行います場合にはこの事故繰越を実際に認める場合が非常に少かつたのでございますが、これらにつきましても事故繰越が自由にできるようそこの範囲を拡大いたしました。もとより予算是年度内に執行すべきものでござりますが、止むを得ないものについてこの繰越の制度を余り厳重に統制いたしますと、各省におきまして却つて各工事が完了いたしませんのに完了したような様子をとつて無理に支出すると、いう傾向がございまして、これは会計検査院からしばへ政府が批難を受け

ております。それで今回繰越しの点につきましてはやや緩和をしたようになります。
次に継続費の制度でございます。御承知のように旧憲法におきましては、継続費の規定がございましたが、新憲法におきましてはこの規定を欠いております。併しながら政府は憲法の審議以後一貫してこれは併しながら継続費の制度自体を否定しておるものではない、継続費の制度は設けることができるのである、こういうふうな態度で参つております。終戦以来公共事業費については種々の問題があつたのでござりますが、そのうちの一つといたしまして、何とかして継続費の制度を設けて欲しい、これがないと長期の大港湾工事でありますとか、或いは例えば関門トンネルのよう大きな長期に亘る工事についての安定性がない、又不必要な出費が出て参るというような要望がございまして、我々も何とかしてこの継続費の制度を認めて参りたい、こう思つておりましたので、今回この制度を初めて新憲法の下に採用することにいたしましたわけでございます。それからこれは昭和二十七年度の予算編成に關係があるのでございますが、御承知のように予算の形式は從來部、款その下に項目というのがございまして、それから目というふうになつておつたわけでございます。そのうちの部、款というものは多く項と重複した名前が多いのですが、実効の上から申しますと、項といふものが結局予算の中心をなしておるこれを採用しておつたのでござりますが、実効の上から申しますと、項といふものが必ずしも必要はない。帳簿そ

の他の事務的な見地からいうと、部、款があるために必要以上に繁雑な点があるというので、新らしい二十七年度の予算からは項を中心とする点をはつきりといたしまして、部、款というふうのを廢止しよう、こういうふうに考えております。なお今回の改正に附隨いたしまして、従来政府の毎年度の決算は七月末を以て締切ることにいたしましたので、とおつたのを、終戦以来会計経理の職員が手薄であつたり、一面において事務が非常に過重になりましたので、とかく決算が遅れがちになつたのであります。それで毎年この法定期限である七月末に必ずしも決算の締切りが事実上できないような状態が続きましたので、一時暫定的に一月延長しまして八月末まで待つ、そうして八月末において締切るということにいたしました。併しその後経理の手続も次第に改善を見まして、今回又は従来の原則のように七月末で締切り得るようになりますたので、その原則を回復したいということを規定してございます。なおこれに伴いまして従来から小切手認証の制度というものが以前終戦の直後にございまして、これは間もなく廃止になつたのでございますが、まだ正式に廃止になつておりますが、まだ正式に廃止なつております。

ころがあちらこちらから継続費継続費約だけの義務というか、何かいろいろと約だけの義務というか、何かいろいろと約だけの義務といふべきである。それが膨大な予算になつて現われて来る。実際政府の收入の中で、これは契約だけの義務といふべきである。これが契約だけの義務といふべきである。これが契約だけの義務といふべきである。これが契約だけの義務といふべきである。

○松永義雄君　今最後に言われましたとおり、上運當できるかと、こう思つております。
○松永義雄君　今最後に言われましたとおり、上運當できるかと、こう思つております。
○政府委員（佐藤一郎君）　これは編成するときにその意を用うれば、予算が御審議にならうござりますし、又国会が御審議になさいます際にその点を十分御注意願えはできることだと思います。
○渡辺英君　最近大分決議なども行なつてゐるが、新聞にも出でています。各官庁における工事の不正事件ですが、ああいつたものが結局は契約施行等の手続の欠陥等が非常に原因しているのぢやないかと思いますが、結果から見たいろ／＼のそういう間違いが体どういうところから出て来ておるか。そういうものをお調べになつたものがありましたならば、お聞きして見たいと思います。そのことは結局すべてのものが大体民主化されて、審議会とかいろいろ／＼のものが持たれておりますが、こういう契約というようなものをしないでよい、こういうことになりますと、従つてそこには一つの不正が盛り込まれる、こういうようなことを考えられますので、折角こういう契約等のものを取扱う法律を作られるときに、その契約自身がやはり民主的にはつきりするような方法が盛り込まれる

ことができるのかできないのか、というような点も実は併せて御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) 私どももその点については、まあときどきじよつ

ちゅう研究はいたしていいたところでござりますが、何といいましても終戦直

後においてこれだけ経理上の不正事件が頻発しました根本の原因はやはりモ

ラルの低下であると思ひます。一般的な道徳の低下ということが会計面に現

れているというのが本筋であろうと思
います。いろいろな規制の仕方があろ

うかと思しますが、ざいましたように、大蔵大臣が各省を

監督すると申しました。結局各省が自分の立場で仕事をするわけでございまして。大成建設は二年間一貫して

て、いわばデスクの上で審査をすると
いう二重性なのであります。直接

に契約なら契約を担当するところの係官がやはりまつすぐな人間でなければ

これはなか／＼防げない。まあ公団等の事件からでも我々そう考へてゐるわ

けであります。それではいろいろ／＼な原因もござります。例えば最近私ども

のとりました手といたしましては、従来小切手帳の保管であるとか、そういう

うふうな点について非常に不備な点がございました。それでそういう点を規

定の上でも相当整備するということを行いますし、或いは又各建設事務所に

理二音、二二の事務所の人たちが一
れるのでござりますが、この場合に難

面工事をしながら一面において現金の支払をするということは、實際上不正を頻発する原因にもなりますので、これを銀行に預託いたさせまして、そ

して銀行に支払を任せると、いろいろな手をとつております。併し、これについて結局どういうふうにしたら根本の対策が立てられるかと言いますと、責任を確立することと、それから教育をする、即ちよき会計官吏を育てるという二つ以外にないかと思つております。それで私どもいたしましては、昭和二十五年、昨年に予算執行職員の責任に関する法律というのを作りました。従来はまあ徵収処分以外に方法がなかつたわけですが、直接に本人に対して損害賠償を追求めし得る、これは会計検査院の一般の手続によらないで、簡易な方法によつて追求ができるというような制度を設けまして、結局これらの法律を設けました。が、その法律を運営して信賞必罰を明らかにするというその運営が適切でなければ、折角の制度も意味がない、こう考えております。

ますときには、常にそれを徹底せしめるというような方法も考えておられます。いずれにしても、そういうような点を少し長い眼で以て考えて頂かなければならぬと存じております。

○清澤俊英君　これは会計上から見た金の出入りといいますか、それは今言われたごとくなりますが、私の最もお聞きしたいことは、製造とかあるいは工事等の契約に対してあらかじめ一つの契約ができます際に、この工事はもう何千も儲かつているのだ、これはまた非常に多分な利益がそこに付きまとつていることがはつきりわかつてゐる、そういうものが最近の災害の復旧とか或いは見返資金による建設工事とかいうようなものが、地方に対しても要として置いてないものが突如として闇のうちに契約せられて、そして今のようす評判が立つ、そこに必ず疑惑事件が新たに起る、こういうことが積算して今大分問題になつてゐるのだと思いますが、こういう契約等に對してこれは大蔵大臣といえども、あなたが今おつやる通り書面だけでやることなんですが、工事の内容における正当な経費がどうかとかいうことはわかりないかと困ります。おわかりないものを大蔵大臣の認証によつてこれが行われる、こういうようなことになりますと、不正行為がいつまでたつても絶えん。それはそちらで行くということになれば問題はありませんでしようが、それにだけに幅があることは……、教育等をやつているところが、このままでは、これが非常に長くなることなどんで、こういうものは不正当契約でないということを承認するときの何か民主的な方法が考えられる

○政府委員（佐藤一郎君）ちよづと
断り申上げておきますが、認証は、
蔵大臣は今認証いたしておりません。
各省において認証、つまり認証といふ
意味が、個々の契約を締結いたしま
ところの認証は各省大臣がやつてお
ます。大蔵省はやつておりますん。
れから今清澤さんのおつしやる意味
契約の中の随意契約であるという点
関連して来るのじやないかと思いま
が、これは一般競争入札ができるだ
り行いたしまして、而も巷間に伝えま
れますように談合といふようなことこ
できるだけ行われないようすれば
そういう点については不正が起らな
と考へております。大蔵大臣としてよ
全体の枠の設定とそれから会計法の四
十六條に監査といふ制度がございま
が、それで地方の財務局を通じてこと
をいたしまして、その地方の今お詫び
なるような点はしばゞ問題になるよ
けであります、予算の執行につい
ては各省政府がござりますし、
適当でないというものがござりますし、
ば、大蔵大臣におきましても勿論四十
六條の監査によりまして各省に注意
與えております。なお全体の予算執
ついては各省大臣の責任の下に行
れると共に、それに對して御承知のう
計検査院の検査がござります。これに
よつてできるだけ不正なことがないよ
うに防止できることと考えておりま
す。

○清澤俊英君 只今お話になりまし
た大体会計検査院と申しましても、そ
は過ぎたあとを調べることになるので
あります。問題は契約の際にすでに問
題をはらんでいる、こう私は申上げた
のです。その契約の際に何かもつとし
つかりした方法を以て不正契約とで
す。

○政府委員(佐藤一郎君) これに「いよいよ大變なことはあります」ということ。それからこれはもとより局各省並びにその末端の機関がこの計法の精神に則つて適当に行うのかどうか。それはやはり極力一般入札制度を採用するということ。それからこれはもとより明瞭にして、若し間違いがあつたときには嚴重に責任を追及する、そ

○政府委員(佐藤一郎君) これは例え
ば大きな港湾工事等について申上げま
すと、例えば五年どうしてもかかると
いう場合に、先ず第一に直接に建設の
工事を行なつておる連中自体が五年間
全体としての計画を認められません
と、非常に不安定があるので、第一
年度の予算は認められたが、第二年度
は予算の都合で打切られるかどうかわ
からないということでは、いわば本当
の設計が立たないのであります。結局
それが一番我々の考えている根本であ
りますが、それと共に例えば工事の施
行におきましても、非常に細切れ的
な、つまりぞんざいな工事をやること
になり、毎年々例えば港湾の工事を
やりますときに、防波堤が仮に二百
メートルございます。そうしますとそ
の防波堤二百メートル作りますとき、
こま切れでやる、そういう場合には例
えば大きな機械買うというようなこ
とができない。これが大体五年間承認
を受けたということになりますと、最
初に資材もその他の必要なものも一切
一括して買入れる、最初の年度におい
ては工事の実体よりもそういう準備工
事に十分手を盡す、そうしてその大き
な機械なり、それからたくさんの中屋
なりを手に入れまして、二年、三年
度で今度は実際の工事をやつて行くと
いうような全体としての工事の仕方が
できる。従つて工事も本格的なものが
できます。今のようなこま切れでやつ
ておりますと、労力につきましても、
年度ごとに極端に言えばその人夫小屋
を解散してしまうわけです。そうして
又募集に経費を使つて又新らしく雇わ
なければならぬ。又資材につきまし
ます。

○木村福八郎君 ところでそれはわか
りますが、そうしますと、一応三カ
年なり五カ年なりの継続的な予算の承
認ということになると、あとでそれは
どうなるんですか。拘束されて来るわ
けですね。

○政府委員(佐藤一郎君) これについ
ては非常にまあ理論的にも継続費の性
質については從来から議論のあつたと
ころです。併し一度国会がおきめにな
つたものを後に御変更になることは私
たちには少しありませんが、た
だ一応やはり国会として慎重審議の結
果議決された継続費でござりますれ
ば、特別の理由がなければこれはでき
なりますので、絶対にこれを変更する
だけ手を触れない、こういうことに
も、相當重みが違つて来るわけであり
ます。

○木村福八郎君 それはわかりまし
た。これは佐藤さんに言つてもあなた
の責任ではないわけですか、法
制的にそうきめても今度の補正予算み
て、実体においては變つておらな
くなりますと、公共事業費から見ま
す。

○政府委員(佐藤一郎君) これは直接この法案
には関係ないのですが、どうもこれまで
で会期が延びると、野党が仮に引張る
というような場合ですね、非常に責任
が出て來るのですね。一日ぐらいなら
算を組まなければならないので、それ
はしていいわけでございます。それ
から一つは会計年度が旧來の日本の実
情等もあり四月一日からというように
かわらず最初の四、五、六は暫定予算
を組むというようなやり方もできない
ことはございませんし、これは制度の
上においては別にそれについての制約
はありませんが、それで十分に予算を
たたかれて引張るだけ運営によつて
どうしても十分に審議しなければなら
んという場合に困る、どうも今の財政
法の建前では……そここのところ佐藤さ
うな点はいいのじやないかと思うの
ですが、それに対して何か措置とい
うものがなきものですかね。

○政府委員(佐藤一郎君) これは旧憲
法の下におきましても、予算が若し成
せん。

○木村福八郎君 逐條の説明大變よく書
いてありますので、これを読めば大体
わかるのですけれども、二十三條の改
正というのはどういう趣旨から来てお
りますか。

○木内四郎君 そなへると、一時やや
複雑にしたのを元に戻したような形に
なつたわけですか。

○政府委員(佐藤一郎君) そういうこ
とをはつきりさせたというわけでござ
います。

○政府委員(佐藤一郎君) これは部款
の廢止につきましては、御承知のよう
に我々も予算を見てよく考えるのです
が、例えば部が教育文化費で款が又教
育文化費で、項のほうがそれより少し
詳しいといふような実情がしば／＼あ
ったわけでございます。併しんまり
段階をこしらえるよりも、御承知のよ
うに我々は昔から項を中心にして予算を御
審議願う、項が即ち議決科目であつて、
項を単位にして国会はこの経費が適
当であるかを審議して頂くということ
に從来からなつておりますので、でき
るだけ項を中心にして、その代り
項においてもう少し具体的にわかりや
すい名前を付けまして、いわば総体に
おいてやや小刻みになりますが、予算
の目的を明らかにしたい、部款は言い
換えれば全然不備とは申しませんが、
大して意味がない、むしろ部款の趣旨
からこういう意味は分類的な意味であ
るうと思います。従つて最近のように
いろんな各額費についての参考書等を
作りますれば、全体の分類的な要求は
それによつて満足される。却つて予算の
形式に部款を載せておきますと、会計
帳簿その他の実際の事務を取扱います
際にも項さえあればいいわけで
あるわけでございます。そういう点も
考えまして、項を中心にするということになつて
いるわけでございます。そういう点も
ですが、一々部款から規律しまして全部
の制度があつたわけでございま
す。

○木内四郎君 そなへると、一時や
複雑にしたのを元に戻したような形に
なつたわけですか。

○政府委員(佐藤一郎君) そういうこ
とをはつきりさせたというわけでござ
います。

○木内四郎君 それからもう一つ伺い

たいのですが、戦争前に継続費といふのがありましたね、これは相当後年度まで続けておつたものがあるだらうと思いますが、それはどんなよう撥いて、国庫債務負担行為の制度が少しは活用されておりましたが、これも実際れませんでした。従つて現在は国庫債務負担行為といふものがございまして、国庫債務負担行為の制度が少しまで継続費の制度は認められませんでした。従つて現在は国庫債務負担行為としては大して活用されておりませんでした。即ち継続費といふようなものは実際上なかつたわけございません。

○政府委員(佐藤一郎君) 御承知のように新財法以後継続費の制度は認められました。従つて現在は国庫債務負担行為といふものがございまして、国庫債務負担行為の制度が少しは活用されておりましたが、これも実際問題としましては大して活用されておりませんでした。即ち継続費といふようなものは実際上なかつたわけございません。

○木内四郎君 そうすると、前からの継続費の計画はあつたけれども、それは継続費としては予算に載せないです。来年度必要なものを議会の承認を得て予算を計上しておつた、こういうことです。

○政府委員(佐藤一郎君) そうです。

○木内四郎君 戰争中は全然継続費といふようなものはなかつたわけですか。今の国庫債務負担行為といふようなものを利用して継続費の目的を達するようなことはやつておらなかつたのです。

○政府委員(佐藤一郎君) 終戦後ですか。

○木内四郎君 新財政法になつてからです。

○黒田英雄君 今のに関連していますが、旧憲法には継続費の規定があつた

のですね。新憲法では八十六條に「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならぬ。」とあって、継続費は認めていないのですね。そうすると、継続費を認めるというのは法律で以てまあ認めたことになるんですが、それは国会の議決はこの憲法の八十六條による議決じゃないわけですね。

○政府委員(佐藤一郎君) まあ継続費の規定を新憲法が除いた点については議論がある問題でございますが、金森国務大臣が憲法審議の際に答えられてゐるにも、八十六條にいうところの予算といふものはそういう制限的な意味ではない、これによつて何ら継続費を否定するものではない、こういうふうに答えられておりまして、政府も一貫してそういうふうな理論で進んでおります。

○黒田英雄君 趣旨はそうでしょ
うが、国会の議決は継続費だけについては憲法第八十六條による議決を求めているのではないのであつて、法律によつて別の議決を求めるようになるわけですか。

○政府委員(佐藤一郎君) やはり八十
六條によると考えております。

○黒田英雄君 八十六條は毎会計年度の予算であるから、その他年度の予算までをこれで議決は求められないと思ふのですが、法律によつて国会の議決を求ることはそれは差支えないことだらうと思うのですが、八十六條による議決はないということになりますか。

○政府委員(佐藤一郎君) これについ
ても非常に議論の多いところでござい
ますが、毎会計年度の予算と申してお

りますけれども、毎会計年度作成するところの予算であるというふうにも考え方があります。そういうふうな意味で以て解釈しております。

○田村文吉君 議事進行についての問題ですが、これは本会議を開くあれがあるようですが、まだ質問を続行してよろしいのですか。

○委員長(平沼彌太郎君) 本会議までまだ時間がありますから、それまでやついていいと思います。

○黒田英雄君 ついでにやりますが、私ちよつとはつきり記憶しないのです。が、今度いろいろな支出負担行為とか、或いは歳入徴収官、或いは支出官とか、皆代理官を認めるということになつておるのですね。そうすると代理官と代理される本人、代理といえば本人都あると思うのですが、その本人との責任関係というものはどういうものですか。殊に官庁の官職で以つてやつた場合にはそのものが欠けておるときに代理官があるのですが、本人がいらないのに代理支出負担行為とか何とかいろいろなものがあるのですが、ちよつとおかしいよう思うのですが、どうなんですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 例えは病気欠席等と言つておりますが、その場合には勿論代理官がやつておる場合に、代理官がやつておる間だけは代理官の責任でござります。そういうことによつて徒々病気等で欠席を相当長くやりましても、結局自分のはんこを部下のものに預けるというようなことがあつたわけございますが、そういうことをなくしてはつきりと代つてやつたものが直接の責任を生ずるというふうに考えております。

○黒田英雄君 本人がいないのはちょっとおかしいじゃないですか。

○政府委員(佐藤一郎君) といいますのは、欠員の場合をおつしやつておるのですか。

○黒田英雄君 欠員じやなく名前が欠けておるのは……、何かいい名前はないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 本人がいないということになりますと、どういうことになるのですか。

○黒田英雄君 本人がいないというのは、その官職にある者が欠けたときを含む……それに代理官があるのですね。

○政府委員(佐藤一郎君) その点はおつしやる通りでございます。大部分の場合は本人がおつての代理でござりますが、特別の場合には黒田委員のおつしやいますようなことがございまが、その点特に断わつたわけでございますが、一応代理という観念で言葉を使つというふうに考えておるわけであります。

○黒田英雄君 名前がちよつと不適当のように思うのですが。

○大矢半次郎君 練越明許費のうち、歳出予算の経費のうち、その性質上云々云といふのはよくわかりますけれども、予算成立後の事由に基き云々といふのは、予算が成立したあとに何か事由が起つたという場合には、あらかじめ国会の議決を経れば翌年度に繰り越して使い得るというのは、何か矛盾があるような気がするのですが、もう少ししそこの御説明を願いたいと思います。

○政府委員(佐藤一郎君) これは先ほど申上げましたように、事後練越は支

出負担行為即ち契約はすでに行われておる、而もその工事の内容自身が完成をしておらないというような場合には事後繰越ということが考えられる。即ち予算そのものの繰越ではないのですからあります。予算の第一着手としての契約はすでにあるが、契約の内容が完了しておらないという場合であります。明許繰越によります場合には、予算そのものの繰越ができる。契約内は着手を全然いたさないでも何らかの正当な理由があるならば、そうして国議の議決が得られておれば予算そのものを翌年度に使い得る。こういうふうになつておるわけであります。その点当初の予算においてはそういう必要がありませんでしたけれども、大体まあ補正予算を出すのはその次の通常国会になるわけであります。そろそろ年度末に近付いて参りまして、工事の進捗状況等もほぼ分明をして来るという時間になつて来るわけであります。その後何かの理由で以てどうしてもこれは繰越をしなければいかん、事故繰越の提定によつて円滑に運営されます部面につきましてはお説のように二重になるわけでござりますが、予算そのものを繰越すような場合には改めて当初の予定しておらなかつたものについても繰越の明許を得るということは意味がないわけでございません。

ましていろ／＼処置をいたしました。その中で問題が起るであろうと予想せられるものはどういうものであるかと申しますると、証券が海外にございまして、そうして抹消とか或いは穴をあけるとか、そういうふうな状態にはない、即ちその証券自体としては完全な形態で残つておる、而もそれに対しても日本政府のほうはこれはもう無効なんだというふうに制限をいたしましたところのもの、これがすべて問題となるところの大きな弊であろうかと思うのであります。その中におきまして、本当の所有者が外国にそういうものを残して日本に帰つて来て、そして自分は外国においてこういうものを持っておるのだという証明書を出しまして、当の問題とすることのないような借換、かそれに基きまして邦貨債への借換が行わるわけです。従つてそれは日本政府とその所有者との間においては何ら問題とすることのないような借換、かようなものにつきまして、それは原証券がそのまま生きておるが故に無効とすることを取り消すかどうかといふことについては問題があろうかと思ひます。この法律案におきましては、今申上げましたような原証券が残つておりますところの、而も日本政府が無効と宣言したものの中のうちで所有者の承諾を得なかつたとか、或いは質権者の承諾を得なかつたとか、或いは敵管修理等に付されたとか、そういうものの中更に向うの申出に基きまして、そうしてこちから考えて、そうしてこれは無効の措置を取り消すのが妥当であると思ふものだけを有効化するような措置をとりたい、かようなことでございまして、日本政府といたしましては、将来問題となるであろうと予想せ

有効化しようということで、何と申しますか、その現在の所持人といいますか、しかもうとういう考え方がこの法案の中に入れておるわけでござります。それから又所有者と申しますが、その現状におきましては……。そういうものについては向うから言つて来たときに、そのときにこれを生かすか殺すかということを考えるところのかなりふうに相成つておりますので、従つて一々その所有地を残したい、こういうふうに考えておりますので、従つて一々その所有者を確かめて、そうしてその人たちとよく話ををして、そうしてその上でこの法案ができ上つた、そういうわけではないのでござります。

○菊川孝夫君　それでは次にお尋ねいたしますけれども、第六條のこの邦貨債を取得した者、借換によつて邦貨債を取得した者は大蔵大臣の指定する日までにこれだけの金額を政府に納付しなければならん。その取得した者は大蔵においてあなたの今御説明によりますと、向うに外貨債を置いて來たということを証明を提出して、そうして別の邦貨債をもつたと、そういうふうであるという御説明でございましたが、併しそういう個人が々々日本にどこのくらい人數があるか知りませんが、その人たちに今度はあなたのほうから指定する日までにこれだけの金を一つ納めてもらいたいという通知を差しするようにちやんと記録はできるかどうか、それから果してこういう指定する日までにこれだけの金額が納まる見

○政府委員(石田正君) 御指摘のよう
に第六條につきましては、大体今まで
話のような場合に、所有者が自分がこ
ういう物を持つておつたということを
證明書を出しまして、政府と借換えを
するといふような場合が多かつたので
あります。が、この場合の記録はちゃんと
と取つてございます。それから、それ
ではそういうふうなものは全部取上げ
るのかといふ次の御質問だと思います
が、これにつきましては先ほど申上げ
ましたのですが、この取上げる邦貨債
に見合うところの外貨債をどの程度ま
で活かすかといふことが先ず先の問
題になるわけであります。たとえて見
ますると、所有者の人がこちらで邦貨
に借換える外貨債は向うに預けて来た
というような場合におきまして、その
証券を爾後におきましてこちらで邦貨
債を取得した人が処分してしまつた
と、こういふ場合であります。が、善意の
第三者に渡つておると、善意の第三者
からこれを持き返らしてくれといふ請
求が来ますれば、これは持き返さざる
を得ないかと思うのであります。そ
ういう場合には邦貨債を取上げると、
こういふことに相成るかと思います。
ところが海外におきましてその寄託し
ておつた人がそのまま持つておると、
その邦貨債を所有者の人がその証券を
取寄せられるといふような事情の下に
おきましては、その証券をこちらへ取
寄せてそうして抹消するといふことを
行うべきものであらうといふふうに考
えておるわけであります。でこれは第
六條はそういうわけでありまして、
我々は外貨証券を活かすについて一律

て、そうして外貨債の有効化という範囲を狭めに行きたいと思います。その狭めた範囲内において活き返らせたところのものについてこういう処置を取らうというのが第六條の趣旨でござります。

次に第六條において果してそういうものが取れるか取れないかという問題でございますが、これは実はそういう借換えました人の名前はわかつておりますが、その借換えた人も、法案が通らないうちからあなたは取得があるかどうかということを調べておるわけではないのでありますて、従いましてこの法案によりまして取らうというような場合に、実際上納められないという人が或いは出来来るかも知れんということがありますから思つております。ただ一般的な問題といたしまして、こういうかたたゞは向うに証券を置いて来たと、それを何と申しますか、こちらのほうの資産に換えたわけであります。そういうのはおかしなことに相成るのですが、向うの資産が生き返つておるということになりますれば、政府といたしましては両方の債務を負うと、こういった人の手落であると、こういうことでありますならば、こちらの人から取らざるを得ないというのが筋道であろうと、こう考えましてこの規定ができると、こう考えて申しますと、結局在外財産を向うで持つておった人、こういうことと同じ状態に置かれる、こうい

○菊川泰夫君 そういう取扱をするということになりますると、こういう問題が起るのではないかと思いますが、これをどの條項によつて処理しようとしておるかという点についてお伺いをしたい。それは、所有者の承諾を得なかつた場合と、こういうふうに第三條の第一項の第一号にございますが、向うにおいて信託会社等に信託をしておる場合があらうと思う。信託会社は善良なる管理者の注意を以てやつつてあるが、日本政府の発表で無効になつた。これはおかしいということで信託会社が疑問を持つておつた。ところが本人はこちらに帰つて承諾してもらつておると、こういうような場合に信託会社が異議を申立て来る。ところがその信託会社と信託をした者との間に思つておるけれども、本人がこちらでもらつておるのだから無効だと、従つてその係争が起きる場合があると思う。ニューヨークの信託会社と日本政府との間に係争が起きる場合がある。これは当然予想されると思うのであります。が、そういう場合の処理はどの條項によつて処理するのですか。

つておるのに何故一遍に納付できないのでございますか。この点について閉鎖機関について特にこれを認めた理由、それからこれについてはそれだけ遅らすに当りましてのやばり閉鎖機関がそれだけ一部でもこれは金額としては大きい、今日の利子というものは相当前のものだと思うのであります、これがについては延滞利子、そういうものは課せられるありますようか。その点一つお伺いしたい。

○政府委員(石田正君) これは御承知の通りに、閉鎖機関といふものは司令部の指令に基きまして閉鎖機関の指定、清算等が行われておるのであります。一般の場合と同様にすることは困難な事情になつております。そこでこれは一般の金融機関なり、或いは企業なりの清算方法と違つて閉鎖機関のやり方と同調した意味において國の債権が取上げられる、そういうようなことにしたわけでございます。それから閉鎖機関につきましてはいろいろと海外関係の問題がございまして、どう処理するかということはつきりしないままに完全な清算が行われないのが多いと思ひます。勿論閉鎖機関と申しますのは、戦後国内におけるいろいろな統制機関の整理等をやつたのもござりますが、一番初めの閉鎖機関と申しますのは、海外において主として活動をしておつたものでございまして、この場合におきましては、具体的に申しますれば正金銀行といふことに相成るわけであります。これらの海外におけるところの債務、債権、そういうものの整理といふものにつきましては、今後相当又問題が或いは起つて来るのではないかと心配しておりますのであります。

ですが、とにかくこの正金銀行の整理につきましては、なかへ海外における債務関係等の関係もございまして、きらこれはやはり今度は償還をするときれいさばかり行かないといふような実情に相成つておるわけであります。そこでそういう半面におきまして、一部この債権の支払をするといふうこととも行われておるわけであります。そこらのところを考えまして、この一部納付という規定を設けたわけあります。なおその納付しなかつた部分が、閉鎖機関たるところの正金自身の身勝手から納付を遅らせるというならば、これは一応延滞利子というような問題も起ると思うのであります。この点については今申しましたような事情でござりまするので、納付が仮に遅れたとしても、その部分について延滞利子を取るというふうなことは考えておらん次第でございます。

○菊川幸夫君 大体まあわかりましたが、さて最後に一つお尋ねしたいのは、今それではそういう日本政府としては無効を宣言したが、本人、所有者が生きている。これは自分が有効であると認めて日本政府に対してその確認を受けておる面が、或いは在外公館等を通じましてそういうのがあると思うのであります。それが、元本と利札と、元本を殺したがれば御質問の中にありましたような工合に、終局的にどういう数字になるのかということは、先ほど申上げました指定の關係もありまして、はつきり申上げることはできないのであります。併し最大限どのくらい予想しておるだとかといふことは、先ほど申上げました本額のほかに利札があるわけであります。元本と利札と、元本を殺したがれば利札も殺されておるというものが生き返れるであろう思ふところの額が、これは来年の三月三十一日までのやつを計算してみますと、大体米貨のほうにおきまして四十一万七千ポンド、それから米貨のほうにおいて五百五十一万五千ドル。両方これを又先ほど申しましたような工合にドルに換算いたしますといふと、六百九十四万九千ドル、ということに相成ります。従いまして、先ほど申しました千百四十二万八千ドルと、この六百九十四万九千ドルとを加えますと、千八百三十七万六千ドル、こういふ大きな処理によつて向うの人たちにも迷惑をかけたという金額、この法律によつて処理しなければならんのは一体どのくらいあるか。それから外貨債の種類でございます。それから先ほどの英貨でございます。それから先ほどの英貨を仮にドルに換算いたしますと、七十五万七千ポンドが二百六十五万八千ドルばかりに相成ると思うのであります。この換算の仕方は今の為替レートによつたのではありませんで、契約の十五万七千ポンドが二百六十五万八千ドルばかりに相成ると思ふのであります。

○菊川幸夫君 大体わかりましたが、兩方生き返つて來たからこういう数字になるということでございます。これは元本を殺すと同時に從つて利札も一緒に殺されおつたといふものが、生き返ることに相成るかといふ数字を的確に申上げることはできないといふ状況でございます。

○菊川幸夫君 大体わかりましたが、そうするとこれだけの三千六百九十万ドルは換算してそのぐらいの金額は一體これは、戦争中の借換えで全部日本政府の責任になつておるものである

か、それとも未だにまだ民間の、或いは地方自治体の責任になつておるものもあるかどうか。これについてお伺いしたい。そうして地方自治体の仮に責任になつておるものだとすると、どういうふうにして処理するか。

○政府委員(石田正君) 今度の借換えで、有効化をいたしますところの何と申しますか、その場合最大限予想されます先ほど申上げました数字のうち大部分は国債なのであります。でありますから、従いましてこれを政府が知らんと言つておつたものがこれが政府の責任であることがはつきりするものが多いわけであります。併しながらその他に地方債、社債、これは電力競などがあるわけでございまして、こういうようなものにつきましては、この法案に規定いたしておりますごとく、生き返ると同時に又何と申しますか、その債務はこれは政府が承継する、こういうことになるのでございます。

○菊川義夫君 例えはここにあります台湾電力というようなものは、これは日本にはもうございません。日本政府がこれの責任を負うということになるのだが、そうすると新らしい証券との交換くらいの処置はこれは講じなければならんが、日本には全然ないようなに換えるとか、例えば地方債になつて台湾電力というような証券を向うが持つておるということになると、この際の有効化をする処置は日本政府の国債に換えるとか、例えば地方債になつておつてその地方自治体が知らんといつて、ただこれが有効であるということだけではおかしなことになるんじやないか、日本政府の国債に換えるというような規定はあるのですか、この案を読んでもちよつとわかりませんが。

○政府委員(石田正君) これは先ほども申しましたような工合に、内部的にも申しましては、どうぞ日本政府が承認する、こう書いてあります。併し外國の人は相變らず台湾電力の社債、或いは東京都の地方債じやないかと思つておる場合にはどうするのか、こういう問題があるわけあります。この問題につきまして、一番私ども心配いたしましたのは、一休旧外貨債処理法というものの効力がどういうふうになつて行くだらうかということを心配するわけであります。これは御質問に關係ございませんが、旧外貨債処理法によりまして借換を行つた額は三億ドルに昇つておる。この三億ドルというものはこれは地方債、社債があるわけであります。それが皆無効である。日本政府が勝手にやつた法律だから無効であるということになると、借換に関連して連合国とのものために問題のないものまで全部切換られるというようなことがあつては大変だ、かようにも考えまして、日本政府としましては、終戦後で見るだけ旧外貨債処理といふものの効力が元から費されないように努力して來たわけであります。その結果今度のやつはさつき申上げました三億ドルに見合う元本といふものは八百万ドル、これで事が済むと我々は考えております。それでこれは條約にもございますが、條約の十八條の(b)項「日本国は、日本国の戰前の對外債務に関する責任と日本国が責任を負うと後に宣言された團体の債務に關する責任とを確認する。」この点は連合国においても日本政府の旧外債処理法によつてのそれは不當でなかつた。而もそれは認める、こうしたことであらうと我々は了解しております。從

とかということはできないのであります。また将来のことを何とかかん
ますが、今御質問になるような御心配の点は、大体今回の條約によつてなくな
つておるのではないか、少くとも條約が発効いたします場合には、條約に批准しました國との関係においては問題
はなくして済むのではないか、かように考へるわけであります。

○菊川孝夫君 これは條約と全然關係はないというさつきのお話でございま
すが、例えば、戰争中にはアメリカにあつたであろうが、今中國等の關係は
これは相當複雑な關係になるであろうと思ひます。やはり中國にあるやつも、
この講和條約とは關係なしに有効である、こうしたことになるのですか、そ
の点についてはほかの国は大してないだらうと思いますが、中国或いは台灣、こちらは外貨債はやはり來っている
のじやないかと思いますが、その点はどういう取扱はどうですか。

○政府委員(石田正君) これはやはり何と申しますか、今でも條約との關係
において主として所有者が、恐らく批准した國の所有者が多いたらうとい
うので申上げたのであります、併しこれは日本政府が戰時中にやりましたこと
が非常にいいことであつた、大体これに対しても多く言われる筋合のものじや
ないのだ、そういうふうなことではなくして、やはりいわゆるやり方におい
て適当を欠くものがあつたものは、これはそういうことが判明いたしますれば有効化せざるを得ない、こういうふ
うな考え方に基いて本法律案を作つたのであります。別に例えば中國の人
が持つてゐるもの日本人が持つてゐるといつて借り換えてしまつた、そ

○菊川孝夫君 もう一つ、それでは前にも戻つてえらい恐縮でございますけれども、邦貨債の取得をした人員、あなたの方ほうに名簿があるというのですから、一体何人くらいそういう邦貨債のか、どれくらいになつておるのか、御説明になつて頂きたいと思うのであります。

○政府委員(石田正君) 大体これはいわゆる外債処理でやつたものがありまして、敵産管理をやつたもの、いろいろございますが、金額のほうから申しますと大体敵産管理でぐつと返つて来るといふものが金額的には多いと思います。それから先ほど申しました千百万ドルというような元本額を申上げましたが、大体その半分に近いものが十数社の銀行、保険会社、それから船会社といふようなもので持つておるわけであります。そのほかのものにつきましては、実はまだはつきりした今個々のところは何人になるかという数字を遺憾ながら持合せておりませんので、はつきりしたことを申上げかねると思います。

○菊川孝夫君 この半数の五百万ドルぐらいは船会社、保険会社、信託会社、こういうふうなお話でございましたが、大体そこらがやつたやつを引換などで、それが又生き返るというような形で手續その他もございましようけれども

な会社がやつたような邦賃債を取つてしまつておいて、そうしてそれが嘘を言つて取つたというような事実は少いと思うのです。その五百万ドルというのは大体は無効にして差支えないとおもいます。それでもまだ生き返つて来る虞れのあるものがござります。例えば三井物産とか正金銀行の一流会社が邦賃債に引換えてしまつたということは、これはもう一遍向うでは生きているのだというような措置はないと我々は想像するのであります。が、例えば個人でござりますと、そういう措置も十分にできないでしようけれども、三井物産やそういう有名会社、日本郵船等の会社がやつた行為には、私はそういうものがないとこういうふうに思うのであります。あなたのほうではそういうのもまだ危険があるといふふうに考えるのでござりますか。

ものだから、これは借り換えた、こういうことをやつたわけです。併しそれは一方の筋が通つておれば生き返えらすわけには行かないのです。私が、私たちのほうは実は先ほど申しましたように、小さい所有者の人の数が幾らあるかわからんか、こういうことでございますが、それはそういうふうなものについては、向うの人からこれを生き返えらせろということにそれを生き返えらせることを考えるというふうな工合に考えておるのであります。余り大きな額にならん、さつき申しましてところの大きな中で余りが出るということに相成りますれば、むしろ個人のほうの関係でそういうことをせずに済むのじやないかと、かように考えておる次第であります。

の管理官によつて清算に付されたものであります。その清算に付された中にこの財産があるわけでございまして、今のような問題につきましては、二号によつて質権であるとか何とかいうような議論をするばかりでなく、三号のほうによつて処理さるべきものと考えておる次第であります。

○菊川孝夫君 そうすると大体わかりましたが、国债、地方債とか社債とかいうようなものもあるのですが、それをもう全部それじや日本政府の責任として、日本政府の債務として処理をす。それは外貨債に借換によつて戦争の中に処理してあるからしてそうするのだ、こういうことに了解してよろしくござりますね。

その次に、ここでちよと大蔵大臣の指定するもののところで、消抹とか当該証券を無効とする行為がなされなかつたもので、ということになるわけですが、これと不当な取扱といふことがあります。これと不当な取扱とうのと引かかるようなことはございませんか、不當な取扱によつて抹消とかそういうようなことをやつているもの、これに引かかるようなことはございませんか。

○政府委員(石田正君) この抹消とか、それから穴あけとかというようなものは、自分の資産としてそういうかたがたがやつたわけであります。人に取られてしまつてはつまらんというので穴をあけたり、抹消したわけであります。従いまして、穴をあけたり抹消したりしたものは、これは発行者じやありませんで、債務じやなくして、むしろ財産権を持つていた人がやつたわけであります。その当時の穴をあけたけであります。その当時の穴をあけたり抹消したりしたことが、所有者とし

て第三者との関係において適当であつたか不適当であつたか、こういう問題ではないのではないか、所有者が日本政府の債務たるところの証券を破棄した、それが不当であるから日本政府が責任をとらなければならんのだ、そういう考え方はとらんでいいのではないかと思つておる次第であります。

○小林政夫君 今問題に関連して、所有者の承諾を得ずに借り換えた外貨債で穴あけ等をやつたということはないですか。所有者の承諾を得ずして借り換えた外債で、今の穴あけ等の処置をしたものはないのかどうか。

○政府委員(石田正君) これは何と申しますか、大抵のものは問題がないと思つております。ただ国内におきまして……、外国にあるものは穴をあけようと思いましてもできません。国内におきましては、実際問題といたしまして、いわゆる連合国人の持つてゐる証券を連合国人の承諾があつたのだと敵産管理法の適用をいたしまして、そうして穴をあけてしまつたものがあるわけであります。それをどうするかといふ問題でござりますが、この穴をあけたものを引き返らせるということはなか／＼むずかしいのであります。この問題は連合国人の財産の返還に関するところの措置、そちらのほうに譲りまして、こちらのはうは活きているものの処理を考えると、かような考え方で進んでおるわけでございます。

○木村義八郎君 主として電力債ですが、政府が電力会社の債務を継承したのですが、そのとき電力会社と政府ど

○政府委員(石田正君) この外貨債権債務の関係、あれはどういうふうになつたのですか。
理法をやります場合に、こちらに所有者がおつてはつきりしておる場合があります。これは外貨債と当該電力会社社員の内国債と換えたわけでございます。
ところが外国人や連合国人の持つておるところのもので、何とも手の付かないいところのものにつきましては、その対価をあらかじめ政府に納付せしめて、それはいわゆる社債の形で納付いたしまして、そうして日本政府は外債のほうの元利払いを承認する。それにはまつたく、政府はすべて外国人の担保になつておるところの担保権や何かを抹消してしまつたと、かような事情でございます。
○木村禪八郎君 そうすると、政府は社債を持つておるわけですね。
○政府委員(石田正君) これは一應取扱いましたけれども、一般会計はそれを預金部に売りまして、預金部に持たせまして、そうして一般会計のほうでは現金をとつたと、こういうことでござります。
○木村禪八郎君 そうすると銀行とか個人とか誰かがその社債を持つているわけですね。
○政府委員(石田正君) 大部分そういうことになります。
○木村禪八郎君 それからこの換算率はどうなんでござりますか。その後ドルも、ボンドは切下げをやつているのですが、そういうような関係で換算率はどうなんですか。
○政府委員(石田正君) これは証券によつていろいろと性質が違います。発行条件といふものが違いまして、発行

のときに今のお話で以て換算率について言及のないものは現在のドルであります。現在のボンドであるとさように我々は解しておるわけであります。併しながら、仮にボンド債ならボンド債であります。そうしてこれはニューヨークで支払う場合にはドルで払う、而もそのドルは四ドル何ぼであると、こういふのがござります。逆の場合もあるわけでございます。そういう場合につきましては、我々はそれをどう処理するかということは、要するに外債処理の一般的の問題でござりますが、今申しました数字においては一応安全を見て、そうして要するに現在の為替換算率によらずドルでやります場合には大きめでございます。そういう場合につきましては、我々はそれをどう処理するかということは、要するに外債処理の一般的の問題でござりますが、今申しました数字においては一応安全を見て、おるわけであります。これは終局の専門知識がどうなるかということは別問題といたしまして、数字を申上げることとはそのほうが間違いないのではないか。それから確定換算率といたしまして、五ドルというようなものがござります。それをそのまま数字に一応持つて行く、それから又金約款の問題が余りあります。金約款は大体問題が余りありませんので、これは一応金約款は無視するということで計算いたしました。数字で申上げておるわけでございまして、ただそういうふうな数字を申上げたから、そういうことで以て最後まで行くのかどうかという問題は、これだけ外貨債処理の一般的の問題の折衝の内容になるのであります。今どうなるかということは申上げかねるような実情にあると考えております。

中止する。この場合、被保険者は、保険料の支拂いを停止する。

それは換算率の変更如何によつて又実際の日本の負担額というものが違つて来るわけですね。

○政府委員(石田正君)

うかという目的によつて数字はいろいろ違うかと思うのであります。今度の條約の中には、とにかく外債処理というものについて日本政府としても努力せねばならんという趣旨のことが織り込まれておるのであります。そういう考え方の方の下においてやはり数字というものを作つて見なければならないと、そこで最近私たちのほうで計算し申上げておる数字は、大体大きく見積つてどのくらいかという数字のほうが間違いがないのではないか、そういう意味で先ほど申しましたような工合で、大体金約款の点を除いては契約の文言通りでやつたらどういうこととに相成るだろかと、かような数字を近頃は申上げるようにいたしておる次第でございます。なおまだこの法案は通りませんけれども、最近出しますところの数字においては、この数字の最大限を含めまして、この法律案によりまして先ほど申上げました数字が皆生きるという場合にどういうふうな数字になるかといふような数字を一應申上げるようになつたしておるわけでござります。

これは正金が恐らく債務者になつたと思うのですが、或いは日本銀行が債務者になつたかも知れませんが、あの問題

は外債処理に関係して来るのか、賠償

とか、いや船を買ったとか、いろいろ中身はこしや／＼となつてるのでございまして、そこらの問題はどういうふうに相成りますか、相手方のあることでもござりまするので、今この段階において、條約においてはこれによつて結局は処理されるであろうということをちよつと申上げかねるような次第であります。

○木村祐八郎君 国内的にはそういうものを非常に減価償却としてやつているのじやないですか。日銀なんか納付金を納めないで、納付金を一時停止したことがあつたことが二回くらいあるのです。そうして何十億というものを納付金を納めないで、そういうものの償却に充てたことが二回くらいあるのです。どうようによつて我々は聞き及んでゐるのです。

○政府委員(石田正君) この勘定は、国内における関係におきましてはそれを消してしまう、今のようなお詫びで償却して消してしまうと、そういうふうな措置はとつております。ちゃんと勘定としては残つております。

○木村祐八郎君 それは国内的には一応日本銀行はそのために一時潰れるかも知れないくらいになつたのですからね。納付金を政府に納付しないで、それで減価償却に充てて一応それを整理したのです。だから日銀は潰れなくて済んだんじやない。納めるべき納付金を一時しなかつたのです。そういうことをおいて国内的には一応あれしたよう思つてゐるのですが、今度その対外的な關係になつて来ると思うのですが……。

と速記をとめて頂きたいと思ひます。
○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめ
て下さい。

速記中止

○政府委員(石田正君) こういう措置をすることになりますと、お叱りを蒙るかも知れませんけれども、事務費が発えるといふことに相成らうかと思つております。その点の予算は、これは我々のほうは主計局に対して要求をいたしております。併し、それだけが本件に關するものでございまして、外債処理の全般の問題としての予算關係がどうなるか、こういう点は今のところははつきりしておらん次第であります。

○木村禪八郎君 外債処理は一括して出で来るのですね。

○政府委員(石田正君) さようでございます。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は盡きたものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決を行います。

旧外貨債処理法による借換済外貨債の

す。今取りあえずそういういたしておりま
すが、だん／＼と固まつて来るにつれ
て評価をはつきりして行かなければな

○政府委員(久米武文君) その具体的な例は極めて少いのですけれども、今は解釈していいと思いますので、その公務上の疾病として取扱われる特例的な実例を直接お聞かせ頂きたいと思うのです。

○清澤俊英君 私はこの問題は非常に重要な問題があると思うのです。病気というものをただ考えて見ますと、過労であるとかあるいはいろいろな長い間の原因が集積して病気になる場合が多くあります。それで、伝染病等であればあります。これは別であります。しかし、普通の肺疾患あるいはその他のリウマチであるとか、或いは過労して生ずるような多くの病気というのは長い集積によつてきておる、いわゆる勤務のうちに出て来る一つの病態であつて、その大部分は私は特殊の流行病等でない限りにおいては公務上の疾病と見ていい。逆の数字が出なければならんと思ふ。ところが結局しますと、非常に公務上の疾病というものは数が少くてそれ以外のものが多いということは、取扱に非常な間違いを持つておるんじやないか、私はこう思うのです。この疾病的を区別する場合に、公務上でない、いう場合は私は恐らく流行病、而も不注意によつて流行病にかかつた、赤痢にかかつたとかチブスにかかつたとか、いよいよなものが、その他の自然的な一つの体の弱りから出た病気といふようなものはいずれも業務上から出た病気とされることは多いのじやないか。而も肺疾患等に対してもはそういうお取扱が適切な

○政府委員(久米武文君) 公務上の疾病の認定につきましては、お説の通りその認定を慎重にいたしまして、運用に誤りなきを期するという点は誠に御尤もと存じまして、専電公社の担当課としても勿論その運用に適切を期するとしても勿論その運用に適切を期するとしても十分留意をいたしておりますし、今後もいろいろ御意見のように切磋いたさなければならん問題であると考へております。又具体的な場合の認定につきましては、そういうふうな意味で御了承を願いたいと思ひます。

○清澤俊英君 その次に、松永さんからでも又よく法律上のことありますから、助太刀もお願ひしたいと思ひますが、刑事被告人の場合、この法律から見ましても、被告人はまだ罪がないままと、百分の六十以内と、こうなつておる。まあ新憲法や新刑事訴訟法から見ましても、被告人はまだ罪がない、こういうことが規定せられておりますとき、刑事被告人になつたまゝおりますとき、起訴をせられたような場合にはそれがまだ刑の判定が下らぬうちに百分の六十と、これはときどきありますと飛ばつちりを受けたまゝほんの被疑者に過ぎん場合もありますので、その刑のまだきまらない者について、いう昔通りの、起訴でも受けたら立ちに犯人としての特別な取扱を受けよう見えますのは、これはどううふうなお考えになつておるのかお聞きします。

○政府委員(久米武文君) この刑事事件に関して起訴されたとき、この場合の取扱につきましては、現行法におましても休職の期間は裁判所に事件だ

○政府委員(久米武文君) 刑事事件に係属する間ということでありまして、その期間は現実の勤務をいたさない期間、仮に無実の罪でありましても、勤務をいたさない期間につきましては百分の六十以内ということで休職給付というものを支払つて参る、判決が確定いたしまして、無実であつたということがわかりますと、後から補償をいたすというふうな仕組に相成つておると思います。

○松永義雄君 関連して……。現行法といふのはいつ施行されたんですか。

○政府委員(久米武文君) 現行法は専売公社ができますとき、結局昭和二十四年の六月一日といふわけでございま

す。

○松永義雄君 これは余り理窟を言つてもどうかと思うのですが、新刑事訴訟法では起訴されてもそれはまだ無罪の取扱を受ける、そうして御承知の通り保釈は当然許されておる。昔の刑事訴訟法とは精神が違うのであります。ひとたび判決があれば、それから先の取扱は又従来の旧刑事訴訟法とは違つて來ておる。起訴といふ一つの文句があつて、起訴といふことが一つの条件だということになれば別ですけれども、実質的に起訴されれば何かその人は罪人ということであるとすれば、起訴されたといつてもまだ無罪であつて、判決のない間は昔のように起訴されたからと言つて罪人のように扱わなければなりません。こういう建前になつておると思ひます。そうすれば例え二十五年に新刑事訴訟法ができたにしましても、少しく時代の考え方についておらないのですないか、こういうふうに考えるのですが。

○松永義雄君 起訴されると必ず休職になつて、勤務状態でないということになるのですか。起訴されても勤めるということは勤めてもいい、勤めさせられておるということになつておるのでありますか、どつちですか。

○政府委員(久米武文君) 実際の取扱は起訴になりますと、休職にするといふふうな取扱なのであります。

○松永義雄君 そうすれば間違たといふことになつて……起訴されれば起訴という一つの事実によつて休職になること形式的に考えれば別ですよ。文章の上でそういうふうに作れば別ですけれども、起訴というものの実質、内容でその人が悪いことをしたのだということになつて、その前提の下に休職になるということであれば別ですが、それは起訴ということは必ずその人が悪いということになるのじやないので、今日の人権擁護の見地から新刑事訴訟法では起訴になつてもその人はまだ無罪だ。だが有罪である虞れもある、有罪だと仮定して休職にするのは間違いでないか、こういふこと……。

○政府委員(久米武文君) 専売公社の職員が起訴になりましたときは、その職員をその職場で従来通り働くしておられるというのも如何かと存りますので、(「おかしいな」と呼ぶ者あり)一応そういう場合は休職の取扱をする。別にそ

れで以てお前は悪いのだと、いうふうな
焼印を押したような気持ではございま
せんので、起訴になつたその人間を職
場に毎日出勤させているのが如何かと
思えます。

○松永義雄君 それは政府のほうの氣
持としては、それは一応今までの考え
方から言えば問題ないと思うのです
が、新刑事訴訟法、新憲法では解釈上
如何かと思うことに対してもそういうこ
とをしてはいかんということになつて
いるのじやないかと思う。(「これは重
大問題だよ」と呼ぶ者あり)

○小林政夫君 今の松永さんのような
考え方の御質問も御尤もですが、これは
一般公務員が全部こういう例になつて
いるのです。それでこの専売公社の関
係だけをこれをやつても仕方がないの
で、人事委員会等で十分検討をしてや
られたほうがいいんじゃないですか。

○渡邊俊英君 専売公社法の第二十三
條におきまして、ここに明らかに第二
号として、「刑事案件に關し起訴され
たとき」。ところなつてある。それを
引延したもののが第八項の場合を規定し
ているのですね。それからまあこうい
うものが仮にあつたとしても、その考
え方によつてこの手当の問題の百分の
六十を変更して行けば差支えないと思
う。今現行法からもその起訴されたも
のは現職にするということが困難であ
れば、その支給額を新らしい考え方で
正當なものに直して行けばいいと思う
のでお伺いしているのですが、それに
対して御同意願えませんか。

○政府委員(久米武文君) この御審議
を願つております第八項の規定とい
たしましては、ことに原案として御審
議願つております通り、百分の六十

定されておつても、公社の総裁がこの要求に対しして団体交渉に応じなければならん、応じても差支えないと私は思うのであります。が、差支えございませんか。

○説明員（林峰芳君）　お詫の通り麻生

○菊川孝夫君 団体交渉の要求に応じて、まして団体交渉を行なつて、仮に総裁が教育公務員並に取扱うのが妥当であるという結論を得て労働協約を締結した場合、そいういたしますと、この法律と食い違つて参りますが、そのときにはどちらが優先するか。それからこれは十六條の公共企業体の予算上資金上とは余り関係がないと思います。これは運用でくると思いますが、従いまして法律にはこうなつておつても、労働協約が締結されました場合には、当然その労働協約によつて支給をされてもよいものであるかどうか、これとの関連が非常にむづかしくなつて来るが、労働者はどう解釈するか。

る、権限以上のことをやるのだから、この点においてこういう法律がある限り、公社總裁としては制約を受けるといふに言わざるを得ないのでないのかといふように考えておる次第でござります。

○菊川孝夫君 そうしますると、仮に専売公社の総裁が、それは妥当と認めても、まあ約束し得ることは、大蔵大臣に対してこの法律修正のために申請をし、その努力をするという程度の約束よりできない、こういう結果に或るときには私はなつて来ると思います。そういういたしますると、第八條で労働條件については団体交渉の対象として非常にこれは保護しておると思うのであります。併しこれは団体交渉の対象とすることを妨げない、締結することを妨げないということになつておるのだから、必ずしなければならんということではございませんけれども、これは労働組合の存在を許す以上は、こういう労働條件については当然団体交渉の対象として労働協約によつて処理しておるのが望ましいことであるし、労務行政と申しますか、労働行政上又そう努力しなければならん、そうあるべきが正しいのだ、労働省としてはそうなければならんと私は思うのであります。が、然るに今回の専売公社法の改正立案案に当つて大蔵省で立案されたか、あなたたのほうで立案されたか、どちらにいたしましても、その意見を申述べて政府部内においてその調整をなせ國らなかつたか、國つたか國らなかつたか、どういう点でそれはできなかつたか、こういう点でそれはできなかつたば、これは重大な問題だと思いますので御説明願いたい。

○政府委員(久米武文君) 大蔵省の側から先に御答弁いたします。公企企業としての日本事務公社の職員の休職に関する制度、いうものは、公社制度として法律上立法することが必要であると思われる事項は公社法に規定する

という建前であります。例えば休職の期間、休職者の休職中の給與、これは従来も公私法の中に規定されております。先ほど労働省のほうから御答弁がありましたが通り団体交渉の対象にはなりますが、例えば従来休職期間が一年とありますするときに、休職期間を五年というふうな団体交渉が行われます。法律にきまつておりまする一年を五年で以て労働協約が成立するということはあり得ない、結局公社総裁としては法律改正をする必要があると考える場合には、政府に対してもうふうに意見申込をして来るであらうと思います。法律に矛盾するような労働協約というものは起り得ない、こういうふうに考えております。併し今回の公社法の改正につきましては、労働省とも政府部内において閣議、次官会議その他におきましてもいろいろ話し合はいたしておりますわけであります。

かかり仲裁にかかつたという場合を想定いたしまして、仲裁の裁定といたしましては、例えば休職の期間が現行法で一年、今度の改正で三年ということになつておりますが、これ以上の長い期間に直しむようがいいとこうことを

若し仲裁委員会が判定を下します場合は、公社統裁及び組合の委員長双方に對して、専元公社法第何條の規定はこゝいうふうに改正するが適当である、そういうふうに改正するように双方努力すべしと、いうふうな裁定は可能だと考えます。

○菊川蒼夫君 今の立法処置を努力すべしといふようなことを裁定するといふのは、立法は国会にあるのであって、それを努力せよということを国会でないものに対してもうう裁定を下したところで、そんな裁定は下し得ないと思う。立法するのは国会で、努力するのは国会であつて、ほかのものに努力せいといふようなことを下すことはそれ自体が第一憲法違反になるのですよ、あなたそれはそんな国会の概念で以て、立法府が努力せよというようなことをやるということは、大体国会の自由意思を拘束するものになつて、これは重大な問題だと私は思うのですが、そういうふうに解釈してよろしうござりますか。

○政府委員(久米武文君) 法律改正に協力するよう努めること、協力ということですから……

○菊川蒼夫君 協力ということは……

○政府委員(久米武文君) なお労働省のほうの御答弁のほうより正確だと思ひますから……

トなところで、フランスに言います
と、むずかしいのであります。仲裁委
員会がどういう仲裁裁定を出され、調
停委員会がどういう調停案を出される
ということは今久米さんからいろいろ
御説明がありましたのですが、仲裁委

員会も調停委員会も共に労働省から独立して、勿論大蔵からも独立して御判断になることでありまして、どういう調停案、仲裁裁定が出るか私たちにも予測は付きませんし、且つそれに對してどういう調停なり仲裁裁定を出してくれという注文も付けられないのです。でありますから、そういうようなこの専売公社法二十三條と公労法の規定とのむずかしい問題が起つたときに、そのときにつ考えざるを得ないんじやないかというふうに思つております。

のであります。併し公共企業体といふ公的性格というものから見た場合に、こういう法律又止むを得ない面もあるであらうと思うのであります。そしてこの組み合せの問題でありまして、成るべく労働者の権利擁護という面においてこれは運営されて行くことを祈念している次第であります。

○松永義雄君 今收賄とかいろいろなことが関係がありますからついでに聞きたいんですが、富山県で労働基準局に問題が起きて、そういうことはあるのですか、ないんですか。

○説明員(松崎芳君) 私は労政局の職員でありまして、労働基準局のことはちよつと存じません。

○清澤俊英君 ちよつと今の問題ですが、大体公務上の疾病にして見たり、そうでない場合にして見たり、疾病等の場合の取扱方ですね、殊に肺結核の場合二年というような考え方がある。性質としてあなた方は妥当だと思つておいでになるか、実際多くの場合を中心にして妥当と見ておられるのか、見ておられないのか、私見でよろしいからお答えして頂きたいと思います。

○政府委員(久米武文君) まあ私見と

いうのは……どうしましよう。

○清澤俊英君 私見でもよろしいから……。

○政府委員(久米武文君) 只今御審議を願つておられる原案を適当と考えております。

○説明員(松崎芳君) ちよつともう一度……。

○清澤俊英君 私見でよろしいからお伺いしています。結局肺患等に対しまして二年間これを支給するということが病気の性質上妥当とお考えになつて

いるかどうか。私は肺患等はもつと長い期間が療養期間として必要である、こう考えておりますので伺つていただけます。

○説明員(松崎芳君) 実を言いますと、前に私も肺病を患つたこともありますから、肺病に二年間が適當であるかどうかということについては研究いたしたことがありませんので、この点は一つ答弁を御勘弁願いたいと思います。

○清澤俊英君 まあいい。これ以上やると、けんかになるから……。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて下さる。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め付託された。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後六時十二分散会

十一月二十七日本委員会に左の事件を付託された。
一、財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月二十四日)